

# 12月3日～9日は障がい者週間です。



障がい者週間は、「国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が、社会、経済、文化、そのほかあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めること」を目的として設定された週間です。

本年4月1日には、障がい者差別解消法が施行されました。この法律は、障がいのある人もない人も互いに認め合い、共に暮らせる社会をめざすことを目的としています。

障がい者週間を機会に、だれもが充実した暮らしができる地域づくりについて一緒に考えていきましょう。

## 障がい者週間とは

### 障がい者差別解消法について ～まず知ることから始めましょう～

障がい者差別解消法は、障がいのある方への「不当な差別的取り扱いの禁止」「合理的配慮の提供」等を定め、役所や会社・お店などの事業者に対して、必要な対応を求めています。

#### 不当な差別的取り扱いとは

障がいのある方に対して、正当な理由もなく、サービスの提供を制限したり、本人の意思に反して、ほかの人とは異なる取り扱いをすることなどです。

#### 合理的配慮とは

障がいのある方から、社会の中にある「バリア」を取り除くよう意思が示されたときに、負担が大きすぎない範囲で、基準や規則などを柔軟に変更する、物理的環境へ配慮（段差解消など）する、補助器具や必要な支援を提供するなどの対応を行うことがあげられます。

障がい者差別解消法についての「出前講座」を行っています。

詳しくは、福祉推進課までおたずねください。

### 出雲市委託障がい者相談支援事業所

事業所名	所在地	電話番号
ハートピア出雲	武志町693-4	23-2720
ふあっと	武志町693-1	25-0130
さざなみ学園	神西沖町2534-2	43-2252
出雲サンホーム	神西沖町1315	43-7575
かのん(ふたば園)	神西沖町2476-1	25-8811
プレーゲ	灘分町613 (総合医療センター内 ひらた健康福祉センター1階)	62-2977
光風園	湖陵町大池240-1	43-2101
太陽の里	斐川町名島90	72-9125
そうゆう相談センター斐川	斐川町学頭1625-27	72-7200

## 障がい者の相談窓口

障がい者相談支援事業所は、障がいのある方が日常生活の中で抱えている困りごとや不安についての相談窓口です。

相談支援事業所は、必要に応じて関係する機関と連携をとり、支援を行います。相談支援事業所等へ相談することで、さまざまな福祉サービスに結び付けることができます。相談支援事業所の利用は、福祉推進課、各支所福祉担当課または左の相談支援事業所にご相談ください。

# 公的年金からの市・県民税（個人住民税） 特別徴収制度が一部変更となりました

適用時期：  
平成 28 年 10 月 1 日以後に  
実施する特別徴収から適用

## 変更点 1

仮徴収税額は前年度の公的年金所得に係る税額の 2 分の 1 に相当する額となりました。《仮特別徴収税額の算定方法の見直し（仮特別徴収税額の平準化）》

【前年度から継続して年金特別徴収をする場合】

徴収方法	特別徴収					
	仮徴収			本徴収		
月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
現行	前年度 2 月の引き去り額と同額			対象年税額から仮徴収分を差し引いた金額を 3 回に分けて徴収		
改正後	前年度の年税額の 1/6 ずつ			対象年税額から仮徴収分を差し引いた金額を 3 回に分けて徴収		

※参考※  
新たに年金特別徴収の対象者となった場合は、変更はありません。

徴収方法	普通徴収		特別徴収		
	6 月 (1 期)	8 月 (2 期)	10 月	12 月	2 月
月 (期)	6 月 (1 期)	8 月 (2 期)	10 月	12 月	2 月
税額	対象年税額の 1/4 ずつ		対象年税額の 1/6 ずつ		

## 変更点 2

転出や税額変更があった場合においても一定要件の下、特別徴収を継続することとなりました。《特別徴収継続の見直し》

現行では、対象者が死亡または他市町村へ転出した場合や対象税額が変更された場合などは、年金特別徴収を中止し、普通徴収（納付書または口座振替による納付）に変更していました。改正後は、転出や税額変更があった場合においても一定要件の下、特別徴収を継続することとなりました。

おたずね／市民税課 ☎ 21 - 6898

国民年金シリーズ  
応援します  
いきいきライフ  
控除証明書の送付について

## 社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書が送付されます ～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税および住民税申告において、その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までに納付した保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。この控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されますので、年末調整や確定申告まで大切に保管してください。

- 平成 28 年 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に国民年金保険料の納付がある方は、  
11 月上旬に日本年金機構本部から送付されます。
- 平成 28 年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付した方は、  
平成 29 年 2 月上旬に送付されます。
- ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご自身の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

国民年金に関するおたずね／日本年金機構の専用ダイヤル ☎ 0570 - 058 - 555  
市役所 保険年金課 ☎ 21 - 6982 または 各支所年金担当課

いいみらい  
11月30日は  
「年金の日」です

年金記録や受給見込み額を確認し、将来の生活設計を考えてみませんか。  
「ねんきんネット」を利用すると、年金記録を確認できるほか、将来の受給見込み額について、さまざまなパターンの試算ができます。  
「ねんきんネット」については、  
日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp>) でご確認ください  
か、出雲年金事務所 (☎ 24 - 0045) までお問い合わせください。